

1 これまでの経緯

- 令和 5 年 6 月 28 日 令和 5 年度 第 1 回東京都広告物審議会開催
○「広告宣伝車に対する規制について」諮問
- 12月26日 令和 5 年度 第 3 回東京都広告物審議会開催
○審議会答申

「広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都条例の規制について、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正するべきであると考える」

令和 6 年 3 月 22 日

施行規則改正、公布

- ①都外ナンバー自動車の適用除外規定から「宣伝車」を除外
(施行規則第13条第2号ハ、別表第3六本文)
- ②「宣伝車」の定義の明確化 (施行規則第13条第2号ハ)

6 月 3 日 許可申請の事前受付開始

6 月 30 日

改正施行規則施行、
都外ナンバーの広告宣伝車へ都条例の規制の適用開始

広告宣伝車に係る規制の改正に関する報告について

2 東京都屋外広告物条例施行規則の改正について

・新旧対照表（令和6年3月22日公布、同年6月30日施行）

新	旧
第十三条 二 ハ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市（同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）及び法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。）、指定都市の区域、中核市の区域又は法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域に存するものに、当該道府県、指定都市、中核市又は市町村の広告物等に関する条例の規定に従って表示するもの（<u>宣伝車（自動車検査証に車体の形状（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第七号に規定する車体の形状をいう。）として放送宣伝と記載されている自動車をいう。以下同じ。）を除く。</u>）であること。	第十三条 二 ハ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）、中核市（同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）及び法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。）、指定都市の区域、中核市の区域又は法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域に存するものに、当該道府県、指定都市、中核市又は市町村の広告物等に関する条例の規定に従って表示するものであること。
別表第三 六 電車又は自動車（道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域又は中核市の区域に存するもの（<u>宣伝車を除く。</u>）を除く。）の外面を利用する広告物等 （四）宣伝車の車体の外面を利用する広告物等 <u>（削除）</u> <u>1</u> 消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色を使用しないこと。	別表第三 六 電車又は自動車（道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域又は中核市の区域に存するものを除く。）の外面を利用する広告物等 （四）宣伝車の車体の外面を利用する広告物等 <u>1 自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二に規定する広告宣伝用自動車であること。</u> <u>2</u> 消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色を使用しないこと。

広告宣伝車に係る規制の改正に関する報告について

3 公布後の周知等について

- ・ HPに説明会動画（YouTube）と説明資料、リーフレット等を掲載
- ・ 事業者等からの質問に対する回答説明をオンラインで実施
- ・ 全国の道府県等にリーフレットを配布、制度周知への協力依頼
- ・ 「広告宣伝車許可票」の配布

都HP



都外ナンバーの広告宣伝車に対して東京都屋外広告物条例の規制が適用されます！

最終更新日：令和6(2024)年5月29日

東京都屋外広告物条例施行規則を一部改正し、令和6年6月30日から、都外ナンバーの広告宣伝車に対して東京都屋外広告物条例の規制が適用されます。

改正内容

こちらのリーフレット (PDF 1.25MB) をご覧ください。

事業者の皆さまへのご説明について

この度の改正内容について、事業者の皆さま向けにご説明します。

1 事業者向け説明動画の公開について

改正内容について、事業者の皆さま向けに動画でご説明します。

① 視聴対象者

- ・ 都内外の事業者（広告主、広告代理店、広告宣伝事業者等）
- ・ 車検証の車体の形状欄に「放送宣伝」という記載のある車両の使用者

② 配信方法

YouTubeでの動画配信（東京都都市整備局公式アカウント）



東京都 都市整備局 都市づくり政策部

見る YouTube 屋外広告物担当

東京都の広告宣伝車規制に関する説明会 (令和6年3月)

③ 説明資料

説明会で使用する資料については、以下よりダウンロードください。

- ・ 説明資料 (PDF 0.99MB)
- ・ 屋外広告物許可申請書 (記載例) (PDF 237KB)
- ・ 走行ルート図・広告宣伝車許可票

※説明資料P37 広告宣伝車許可票の配布の詳細は、こちらよりご確認ください。（令和6年5月29日追記）

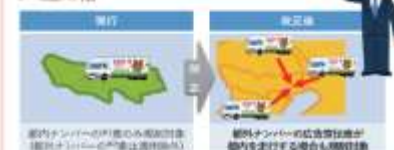
リーフレット

都外ナンバーの広告宣伝車に対して 東京都屋外広告物条例の規制が適用されます！

東京都屋外広告物条例施行規則の改正により、令和6年6月30日から、都外ナンバーの広告宣伝車についても、東京都屋外広告物条例の規制が適用されます。

改正のポイント

1 改正の内容



- 2 改正後に都外ナンバーの広告宣伝車に対して適用される規制の概要
- ・ 屋外広告物許可申請書を提出し、許可を受けることが必要
- ・ 申請時に、公益社団法人東京屋外広告協会が実施するデザイン審査の受検が求められます ※詳細は要問合せ
- ・ 電光表示装置により映像を映し出すもの（LEDビジョン等）など、運転者の注意を著しく低下させるおそれのある広告物等は禁止
- ・ 屋外広告物の設置が必要 ※詳細は要問合せ
- ・ 許可取得、行政指導命令や罰則が適用

東京都都市整備局 東京都都市整備局都市づくり政策部都市整備課 屋外広告物担当 電話 03-5389-3335 (直通)

4 施行後の状況について

- ・ 許可件数及び許可台数（令和 6 年 6 月 30 日以降走行分） 【令和 6 年 7 月 5 日時点】

	件数・台数（うち都外ナンバー）
許可件数	1 6 件（1 4 件）
許可台数	2 8 台（2 6 台）

- ・ 報道状況

規制の適用開始前日（6 月 2 9 日（土））、当日（6 月 3 0 日（日））、翌日（7 月 1 日（月））に、複数のニュース番組で規制の適用開始を報道
規制の適用により禁止される広告や、許可手続等についても紹介